開	催日	時	及(	び 場	所	令和2年2月10日(月) 舞鶴市役所 本館4階 議員協議	
出	席	委	員	氏	名	たか はし ゆき お 高 橋 行 雄 (弁護士) 委員 た ま だ か ず や 玉 田 和 也 (舞鶴工業高等 か み こ あ き お 上 子 秋 生 (学校法人立命	専門学校建設システム工学科教授)
議		事	櫻	E	要	る落札者決定までの審議	重用状況等の報告 務局より報告 9月までの建設工事(抽出工事)に係 入札経過等について工事担当課及び に関する審議 後の実施状況を説明
審	議	対	象	期	間	平成31年4月1日~ 令和	元年9月30日
抽		出	案	<u>.</u>	件	総件数 5件	(備考)
一指	般 名	競 競 競		入 入	札 札	3件2件	入札対象件数 85件
委員	員かり	うの意	意見	• 質l	明と	意見・質問	回 答 等
そ	れに	対	する	回答	等等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容要旨			7 容 9	町	議事(1)関係 全体の趨勢として人口減少傾向にある中、競争性のみならず、全体の仕事を維持する上での考えも大切である。 議事(2)関係 別紙のとおり 入札制度は常に問題意識を持って取り組み、様々な工夫を重ねてほしい。 契約方法が適切でないものについては、今回の議論も参考に、改良しいてほしい。 議事(3)関係 人口減少時代の中で、業者の能力を育てて、かつ市民が損をしない新しい制度の模索を続けてほしい。 予定価格の事後公表も有効と考えられるので、継続されたい。		

# 「3 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況の報告」関係

意見・質問	回答等
入札件数は減少傾向にあるが、平成30年度 の土木一式工事の契約金額が増えた要因は何 か。	主に次期最終処分場整備工事(12.8憶)の 発注があったためです。その他、舞鶴親海公 園災害復旧工事などが含まれています。
市内業者への発注が殆どであることが分かるが、市内業者数はどれくらいあるのか。また、5年程前はどれくらいであったか。 傾向としては徐々に減少しているのか。	今年度当初の市内業者数は174社で、5年前は約180社です。 ピーク時は280社近くだったものが一時期16 3社まで減少しましたが、その後少し増えて現在の数になっています。
土木一式工事の応札状況のグラフを見ると、 2こぶの傾向が表れている。 原因の1つは価格帯に開きがあることが考えられるが、最低制限価格の分布も2こぶの結果となっていることからすると、最低制限の基準の見直しも影響があったのか。	平成31年度の積算基準改正の影響もあります。毎年のように国において積算基準の改正が行われますが、最低制限価格に関しては、間接的経費の割合が増えると、最低制限価格の予定価格に対する率は若干下がる結果になります。土木一式のグラフにそのことが表れているのですが、上半期は昨年度に比べると価格帯に開きがあることが2こぶを際立たせています。また、辞退の多い状況が、応札率の広がりとして表れていると考えているところです。
地元の建設業者はインフラ整備など重要であるが、今後の業者数の予測や対策は行っているのか。	業者数の予測は難しいところです。 市の工事件数は減少傾向ですが、国や京都府 が発注する工事に積極的に参加され、受注され ることを期待しています。
全体の趨勢として人口減少にあり、地方はその傾向が顕著である。 本委員会は入札が公正に行われることを見る訳だが、その大前提として今後の業者数がどうなるかも大切である。 競争性のみならず全体の仕事を維持する上でもどのように考えているか。	地元の建設業者が少なくなると特に災害時の速やかな復旧などに影響が出てきます。 国の大規模工事は大手企業が受注しますので、市としましては、地元企業が受注できるような工事規模にする等機会を作っていただくよう国に要望を行っているところでありまして、そのことが、地元企業の存続に繋がると考えています。

# 「3 議事 (2) 抽出工事に関する工事の概要と入札の状況について」関係

抽出のポイント				
土木一式工事の中で変更率が大きいもの	• • • ①			
特別簡易型の総合評価方式で実施されたもの	• • • ②			
制度改正により最低制限価格が変動したもの	· · · ③、④			
今回の対象案件の中で最も変更率が大きいもの	• • • ⑤			

# ① 竜宮浜漁港海岸(三浜地区)2号離岸堤整備工事

① 电音供信仰件 (二供地区) 2.7 配件处定佣工事				
意見・質問	回答等			
変更率12.3%で行った工事内容の変更は、	この事業は国の補助事業でありまして、その			
工事の進捗を図るため設計変更した旨の説明	予算内で当初の設計を行っています。			
であるが、最初から計画があったのであれば	入札の結果、約1割の差金が生じたところで			
当初から変更後の内容で発注することはでき	すが、現地との相違部分の変更に加え、今後の			
ないのか。	事業進捗を図る内容に変更したものです。			
国からの予算を使い切るために設計変更し				
たという理解でよいか。				
補助金事業の実施方法として合理的で納得	国から全国の自治体に対して、入札契約適正			
できる。	化法や品確法に基づきダンピング受注防止を			
ただ、入札結果を見ると、最低制限価格を下	徹底するための対策として最低制限価格や低			
回って失格した業者が数名いるが、その金額	入札価格調査制度の設定が求められていると			
は最低制限価格を僅かに下回るだけで、支障	ころです。			
なく履行できる金額のように思うのが普通の	国は低入札価格調査制度のみ可能ですが、実			
感覚である。	際のところ、最低制限価格制度と同じような結			
最低制限価格の本来の考え方は、特別な低	果になっています。			
価格を排除しようとするところから始まった	昔の最低制限価格に比べると、高くなった印			
ものと思う。国から様々な通達がある中で、仕	象がありますが、建設業の担い手の確保等も含			
方のないことかもしれないが、このままの制	めて政策的に行われているものですので、仕方			
度を続けていればいいと考えるのでなく、今	のないところもあると考えています。			
後も様々な工夫を続けてほしい。				
	1			

#### ② 明倫小学校校舎外壁改修工事

意見・質問	回答等
通常の総合評価と技術評価の内容の違うの が特別簡易型ということか。	技術評価において施工計画を求めるものを 簡易型といい、施工計画を求めず、企業評価の みで評価するものを特別簡易型としています。
制度上の結果として仕方のないことかもしれないが、技術評価点が活きていない印象を 受けるが、運用していてどのような印象を 持っているか。	今年度上半期に特別簡易型の総合評価方式 を4件行いましたが、失格者があったのは、こ の案件のみで、落札者の技術評価点も決して上 位であった訳でないなど、稀な結果です。
足場費用の割合はどの程度か。 足場を組んで初めて改修が必要な個所が分かる部分もある。これこそ、設計変更やむなしで妥当だと思う。	足場費用は約3割です。
まず、合理的な選定方法として努力しているので、今後も工夫を重ねてほしい。 この方法の良い点は基準となる価格に柔軟性を持たせているところと思う。 しかし、結果的に、落札者となった者と比べて、当初の技術評価点が高く入札価格も低い者が評価値の計算の結果、落札者とならなかったことに腑に落ちない印象を持たれてしまうかもしれない。 また、結果論であるが、入札金額のみ見れ	

ば、最低制限価格制度で行った方がより合理 的な落札金額になっていたのかもしれない。	
調査基準価格を下回った場合に減ずる点数が効いて、先ほどの意見にあった疑問点が生じているのだが、これを仕方がないものと済ますのでなく、誰が見ても納得がいく制度運用となるよう、常に問題意識を持って取り組んでほしい。	

### ③ 直流電源装置蓄電池取替工事

意見・質問	回答等
昨年改正された制度によって、再入札の事	予てから本委員会で意見をいただいていま
務も軽減され、価格も当初の価格で収まった	した不合理感の改善策として導入したもので
のだが、この制度の運用上の問題点等は生じ	す。
ていないか。	事務的には電子入札で行うことから再入札
	に係る時間が不要となることと、その間の最低
	制限価格の取り扱いなど事務的にも軽減され
	たところです。
硬直的に行わず、一歩前進だと思っている。	
ただ、全員が下回った場合に平均が妥当な	
のか疑問が残る。	
短距離走に例えると、本来単純な競争に制	
限を加えるのが最低制限価格ともいえる。そ	
の上で、全員が下回った場合の考えとして、補	
強した理屈も模索してほしい。	
殆ど変わらない金額で平均する必要がある	
のかなど、見た目の不合理を解消すような方	
法があればいいと思うが、制度としてシンプ	
ルで分かりやすいことも必要で、制度のバラ	
ンスの問題は常に付きまとっていると感じて	
いる。	
標準偏差という考えもあるが、平均は分か	
りやすい。	
問題等があればフィードバックして検討す	
ることとして、継続して進めるべきと思う。	

# ④ 舞鶴市西総合会館吸収冷温水機(機械設備)改修工事

意見・質問	回答等
この最低制限の変動に関して、他の業者か	変動制に関して疑義はありません。
らの疑義はなかったか。	

この工事の積算金額のうちどれくらいが人 件費に相当するのか。

人件費確保の意味で最低制限が必要であるとすると、人件費分を外に出した上で入札するということも考えられないか。

全員が最低制限価格を下回った場合に変動 させる方法以外に、工事の積算内容に応じた 最低制限価格の考え方はできないものか。 この工事の人件費は約2割です。

設備関係や土木関係など、建設工事の積算体系は多岐に渡りますが、国が示す最低制限の算定モデルにはそれらのことが含まれていると考えています。

最低制限価格本来の意味を考えると、全員 が最低制限価格を下回るということは、最低 制限価格の算定そのものに問題はなかった か、もっと工夫があってもよかったのではと も思える。

全員が当初最低制限価格を下回った案件は、今年度どれくらいあったのか。

今年度は上半期85件のうち5件(6%)です。 昨年は7月に改正後3%でした。

#### ⑤ 溝尻中町配水管布設替工事

意見・質問	回答等
説明の変更部分は入札したものでない。 事情は分かるが、別工事に89%の落札率を 適用したものであり、これは、どのような認識 か。	当初発注では結果的に布設替えが不要となり、排水装置の設置のみを行うこととし、経年管が濁りの原因と考えられる箇所の試掘を含めていました。 これまでから濁りがあり、経年管が原因である場合、布設替えが必要になるため、試掘調査を先行的に行いましたが、その頃濁りが頻繁に聞かれるようになり、急ぎ対応することが必要となったもので、契約を変更し実施したものです。
急ぎであることは分かるが、このような事が可能となれば、歯止めがなくなるように思う。 また、不要となった工事に関して、そもそも 資産の管理方法は台帳管理も含めてどのよう に行っているのか。	資産管理に関しては、システムに登録しつつ ありますが、当該箇所の登録ができていません でした。
以前の案件のように、掘削の結果、台帳と異なる形状であることが分かったのとは違う。 この契約で誰かが不当な利益を上げたものではないにしろ、手続き上適切でないと思う。 森本町で、以前から濁りの話があったのであれば、別工事として設計するのが適当であったと思う。	
古い管は分からないところもあると思うが、掘ってみたら違ったというのは恰好のいい話ではない。 問題なのは、不要になった工事の方で、これは清算するべきだったと思う。緊急性がある	

	·
ならば随意契約も可能な訳であって、一旦入 札して決まった金額を他に使えると考えるの は、一般的に言うと、かなり自由に使われてい ると思う。	
本委員会で様々な案件を見てきたが、このような案件は初めてで驚いている。 名称、場所、内容など異なる工事を変更とすることがまかり通っているとすると大変なことである。金額の問題ではない。 予算執行の建前が無視されているように思う。	今回の件は、濁水対策で緊急に対応する必要があったものですが、随契で行うことも可能であるとの意見もいただいたので、今後は適切に行っていきたい。
団体の考え方というものもあり、一律の線 がある訳ではないが、私の経験では躊躇する 内容と思う。	
変更した部分の金額がほぼ倍になった理由 と妥当性はどうか。	管材が φ 50から φ 100になったことと、管種がポリエチレン管からダクタイル鋳鉄管になったこと等によるものです。
そもそも、当初条件を示して入札した工事が不要になって、別の工事は条件が違うので使用材料も違ってというのは、話にならない。このやり方は何なのか。	
変更契約はどのように計算されたのか。 工事の質が全く同じ前提ということか。	積算基準に基づき積算し、当初の請負率により算定しています。 工事内容も同じく管布設工事であり工種も 変わりません。
課内で異論はなかったのか。	当該箇所で試掘を行っていたことも含め、お 客様へのサービス停滞を避けることを第一に 優先して行ったものです。
詭弁でないか。契約制度を度外視していい ことにはならないのではないか。	
試掘を含めていたとのことだが、その理由 は何か。	予てから濁りがあり、原因を究明する必要がありました。 経年管が濁りの原因となるため試掘したものです。
本件は、変更率が95.6%と大きいことから抽出したものである。金額の少ない配水管の布設替えでは、常態化しているものかもしれないが、他はどうか。 今後、実態に合った仕組みを考える必要があると思う。	随意契約も考えましたが、今回は比較的近い場所でありましたので変更しました。 他は適切に行っています。

	本件は、金額的に総務部の検査部門の対象となる工事ではありませんでしたが、基本的に市として施工に責任を持つ立場にありますので、今後は適正に行えるように対応していきたいと思います。
以前の案件審議の際、設計変更で30%を超える場合の対応について説明を聞いたことがある。今回の件はやむなしのタイミングだったのかもしれないが、契約方法は適切ではなく、改良が必要と思う。 今後、ルールを作り上げることで、若い職員も仕事しやすくなると思う。	
現在、濁水が発生した時に現場で対応できる職員はいるのか。 いろんな事故や問題はつきものなので、それに備えた契約方法は考えているのか。	濁り水の対応としては、排水操作など市の職員が行っています。 委託できることは委託化もすべきと考えています。
今回の議論も参考に、今後、このようなこと がないようにしてほしい。	

# ○ 「3 議事 (3) 入札契約手続きの改善について」関係 及び全体を通して

意見・質問	回答等
様々なことを実施していることは非常に良	
いことである。	
現在の制度は、あらゆる基準が含まれてい	
て、そのままでは合理的な結果にならない部	
分があるので、それを回避するための努力を	
続けてほしい。	
昔と違って、今は業者がいないと市役所も	
困る関係にある。	
人口減少時代の中で、業者の能力を育てて、	
かつ市民が損をしない新しい制度の模索をぜ	
ひ続けてほしい。	
予定価格の事後公表も有効と考えられるの	
で、継続されたい。	